

宿 泊 約 款

魚眠庵マルキ本館

宿 泊 約 款

(適用範囲)

- 第1条 (1) 当館が宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとし、
- (2) 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとする。

(宿泊契約の申し込み)

- 第2条 1、当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出て頂きます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時間
 - (3) 宿泊料金
 - (4) その他当館が必要と定める事項
- 2、宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 (1) 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとし、但し、当館が承諾をしなかったことを証明した時は、この限りではありません。
- (2) 前項の規定により宿泊契約が成立した時は、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本料金を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- (3) 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する辞退が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払の際に返還します。
- (4) 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当り、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 (1) 前条第2項の規定に関わらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- (2) 宿泊契約の申込みを承諾するに当り、当館が前項第2条の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

- (4) 「暴力団員による不当な行為防止等に関する法律」平成3年法律第77号による指定暴力団及び指定暴力団員等。またはその関係者、その他反社会的勢力（以下暴力団という）。
- (5) 暴力団等が事業活動等を支配する法人及びその他の団体または構成員
- (6) 暴力団等に該当するもの役員となっている法人または構成員
- (7) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (8) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (9) 千葉旅館業施設衛生措置基準に該当する時

（宿泊客の契約解除権）

第6条 宿泊客は、当館に申し立て、宿泊約款を解除する事ができます。

- (1) 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊契約を解除した時は除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知した時に限ります。
- (2) 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理する事があります。

（当館の宿泊解除権）

第7条 1、当館は、次に掲げる場合においては、宿泊約款を解除する事があります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令に規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させる事が出来ない時。
 - (5) 千葉県旅館施設衛生措置基準等に関する条例12条の規定する場合に該当する時。
 - (6) 寝室での寝たばこ、消防設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わない時。
- 2、当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した時は、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第8条 1、宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2、宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行なおうとする時は、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の利用時間)

- 第9条 1、宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。
ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用する事ができます。
- 2、当館は、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じる事があります。
- (1) 超過2時間までは、室料相当額の20%
- (2) 超過2時間以上は、室料相当額の100%

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第11条 1、当館の主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内致します。
- (1) フロント・キャッシャー等のサービス時間
イ、門限
ロ、ルームサービス
- (2) 飲食等サービス時間
イ、朝食 午前7時30分～午前10時00分
ロ、昼食 午前11時00分～午後2時00分
ハ、夕食 午後5時30分～午後9時00分
- (3) 付帯サービス施設時間
イ、売店 午前7時15分～10時00分
- 2、前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更する事があります。その場合には、適当な方法をもってお知らせ致します。

(料金の支払い)

- 第12条 1、宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
- 2、前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館の認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当館が請求した時、フロントにおいて行なって頂きます。
- 3、当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

- 第13条 1、当館は、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当り、又はそれらの不履行により宿泊客に損害をあたえたときには、その損害を賠償いたします。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2、当館は、消防機関より敵マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 1、当館は、宿泊客に契約した客室を提供できない時は、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件によるほかの宿泊施設を斡旋するものとします。

2、当館は、前項の規定に関わらず他の宿泊施設の斡旋が出来ないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できない時について、当館の責めに帰すべき事由がない時は、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

第15条 1、宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失等の損害が生じた時は、それが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を補償いたします。ただし現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行なわなかったときは、当館は30万円を限度としてその損害を賠償いたします。

2、宿泊客が、当館内にお持込になった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失等の損害が生じた時は、当館はその損害を補償いたします。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、30万円を限度として当館はその損害を賠償いたします。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 1、宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2、宿泊客がチェックインした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有権が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない時は、発見日を含め7日間保管し、その後最寄の警察署に届けます。

3、前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合に合っては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 1、宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当り、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 1、宿泊客の故意または過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。